

# 広報 利尻

人口と世帯数

世帯数	1,608
人 口	7,956
男	4,034
女	3,922

昭和45年3月31日現在

昭和45年4月20日発行

発行者 利尻町役場

No. 23号



とじて

ましよう。いつか役に立ちます

“今日から一年生”

## 利尻町民憲章

- 一、元気で働き、豊かな産業のまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましょう。
- 一、文化を高め、平和なまちをつくりましょう。
- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、未来をつくる、子どものしあわせなまちをつくりましょう。

4

昭和45年

# 本年度の行政執行方針要旨



議会だより

『定例第一回』

『会期10日間』

ことし第一回の定例町議会は三月十四日招集され、同日午前十時より本会議を開会、まず会期を十一日間と決定したあと、町長の町政執行方針、教育長の教育行政執行方針の説明があり、またこれに対する一般質問や昭和四十五年度各会計予算のほか関連する議案二十一件を審議し、それも原案どおり可決、三月二十三日閉会されました。

## 繁栄の基礎を築く = 産業振興と社会福祉に重点 =

第一 総務・財政関係  
第二 建設関係

三月十四日の定例議会において  
劈頭小田桐町長から昭和四十五年度「行政執行方針」が述べられた  
が、大要次のとおりであります。

財政の運営については、健全財政を貫き、自主財源一〇%に過ぎないが、経費の効果的使用を図り、住民の福祉を向上させ、行政水準、文化水準を高めたい。

今年度の当初予算編成方針としては、緊急を要する事業費は、当初予算に計上したが、その他のものについては、年度中間で肉付けをすることにし、骨格予算として編成した。

三月十四日の定例議会において  
劈頭小田桐町長から昭和四十五年度「行政執行方針」が述べられた  
が、大要次のとおりであります。

◎改良事業 蘭泊地区  
一、〇〇〇メートル  
五、〇〇〇万円  
(家屋及び用地の補償を含む)

◎林道の開設  
二、五〇〇万円  
四、〇〇〇  
メートル(三ヶ年計画)  
四六〇メートル

◎経営林道沓形線 一、二〇〇  
メートル六四〇万円(予定)  
△併用林道政治線 一、七〇〇  
メートル(營林署施行)

◎竹の子道路 新規二、継続三  
なお、失業対策事業として  
△沓形町側溝 両側溝二九九  
メートル片側溝五〇メートル  
△新湊 片側溝一二〇メートル  
△美也古呂 両側溝 一五〇メートル

△町内一円 町道補修  
○住宅の建設 一六戸(一種一二戸、二種四戸)教員住宅九戸、

予算を是非獲得して予定の工事を完成させたい。

職員住宅二戸

第三 産業・経済関係

水産業の振興については五ヶ年計画に基く事業実施のほか、本年度までに全線完成の目途で要請しており、町道についても、年次計画により、それぞれ補修を行う。

1 本年度実施箇所

○舗装

△山林駐在一高校前 一、〇四〇メートル、一、五八〇万円

△仙法志→長浜→久連 一、二〇〇メートル一、七二〇万円

△改良事業 蘭泊地区  
一、〇〇〇メートル  
五、〇〇〇万円

△利尻登山車道線 四、〇〇〇  
メートル(三ヶ年計画)

△町道の補修等  
△仙法志鬼脇線の改修

農業・畜産・林業の振興については、将来展望に立ち、山麓の開發を進める。今年度は農地や牧野の実態を把握するための基礎調査をする。

林業にも力を入れ、緑の島としても、商工業や、観光産業にも従事者をより進展を図る。

計画に基く事業実施のほか、本年度は加工研修センターを作り、加工技術の向上と、振興を図る。特にこんぶ、あわびなどの増養殖、栽培に重点をおく。

第四 文教・厚生関係

老朽校舎の補修、教育器材の整備を図る。

清掃事業は広域処理化を進める。環境の美化を図る。

◎消防施設の整備を遂げ、広域処理化を進め、常備化を図る。

◎老人福祉の増進を図るため、七十五歳以上の老人の医療費を無料とする。

◎成人病の予防、検診を行う。

以上のはか、水源の調査を継続して行ない、水道計画を進めるなどの具体的な方策を掲げ、約一時間にわたり説明した。

「なお、今年は任期満了の年であり、町政担当の姿勢を正し、過去を反省し、改むべきは改め、有終の美をおさめ、しめくくりの年」としたいた」と、結んだ。

その後教育長より昭和四十五年度教育行政執行方針の説明がありましたが大要は次のとおりです。

#### ○学校教育関係

昭和四十五年度においては、昭和四十四年度の学校教育指導の重点をそのまま継承して、重点についての共通理解を深めるとともに、実践の成果を生かしてその具体化をいっそう推進することにしました。

#### 一、教育の基礎となる望ましい人間関係を確立する

#### 二、教職員の自主的な研修を推進

四、郷土文化の振興をはかる。

#### ○教育関係施設の整備

戦後、鉄筋コンクリート又は鉄筋ブロックの耐火建築で整備された校舎は少なく、大半は木造の危険校舎或いは、老朽校舎であつて、こうした整備されていない校舎と、教職員住宅、給食施設、グラウンド、青少年体育センター等教育施設全般についての本年度は長期計画をたて、その上で年次ごとに整備したい。

#### ○本年度予算について

本年度当初予算は、今まで公費

## 実践の成果を生かし 明るく郷土づくりを！ 豊かな

### 三、児童生徒の自発的な学習態度を育成する

#### ○社会教育推進の重点

社会教育の基本方針としては、昨年本町開基七十年を記念して制定した利尻民の憲章を遵守し

て、健康で明るくそして豊かな郷土づくりを目標とし、特に次のことを重点に推進して参りたい。

一、次代を担う青少年の健全育成をはかる。  
二、社会体育と、レクリエーションの振興をはかる。

### 三、生活学習の促進をはかる。

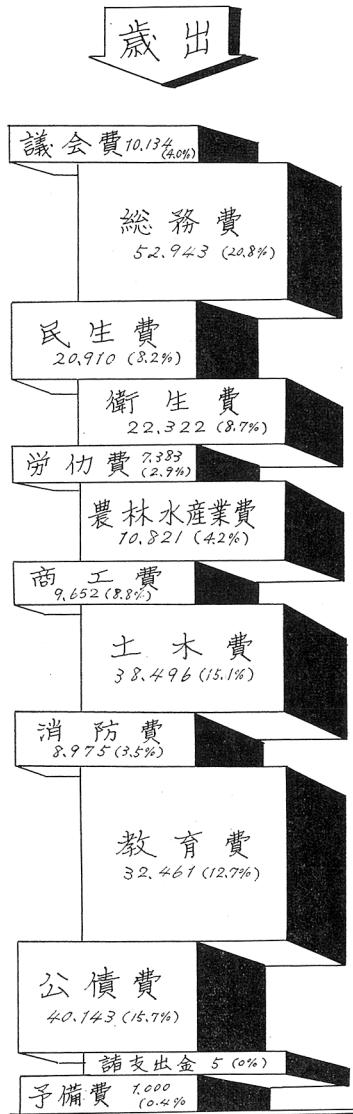
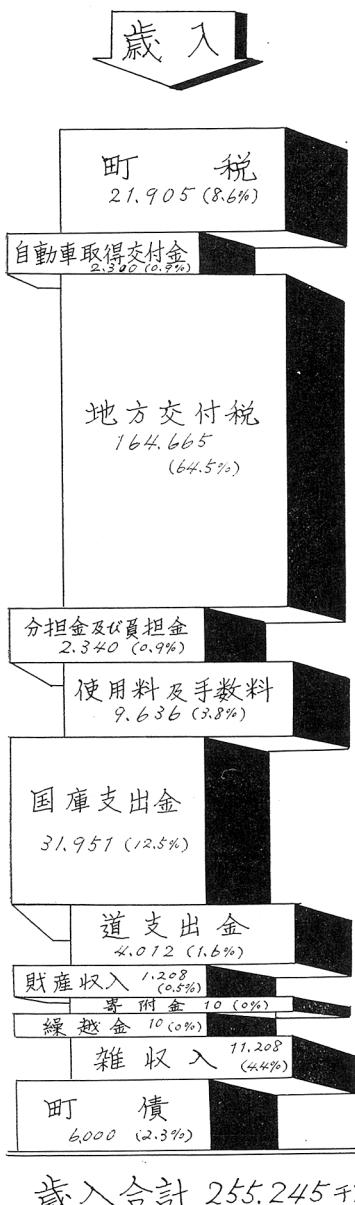
## 昭和45年度町内公共事業計画一覧

区分	事業名	事業内容	事業主体	区分	事業名	事業内容	事業主体	
港湾	菅形港修築工事	東防波堤38m、浚渫	国	水産	有害鳥獣駆除	カラス駆除対策	町	
	仙法志港修築工事	消波工他	#		漁場改良造成事業	岩礁爆破、菅形3,616m <sup>2</sup> 、仙法志2,000m <sup>2</sup>	漁組・町	
漁港	新湊漁港修築工事	南防波堤37m、岸壁77m	道		増養殖栽培事業	投石(ブロック)、菅形1,000ヶ、仙法志2,000ヶ	#	
	蘭泊漁港修築工事	北防波堤85m、西防波堤20m	#		漁具漁法試験調査	あわひ稚貝移植放流、菅形15,000粒、仙法志15,000粒	#	
	御崎漁港災害工事	公共災害工事、浚渫	#		延繩式こんぶ栽培、菅形60m×100m、7m=200	仙法志150m	#	
道路	道々利尻島線舗装	泉町～神居間1,000m	道		改良底盤網漁業試験、菅形1ヶ、仙法志1統	改良底盤網漁業試験、菅形1統、仙法志1統	#	
	# 改良工事	蘭泊改良工事、1,000m	#		技術研修	かれい刺網漁業試験10t 1隻仙法志	町	
	# 舗装	久連～長浜間1,200m	#		総合研修センター建設、菅形740m <sup>2</sup>	総合研修センター建設、菅形740m <sup>2</sup>	#	
	町道新設工事	御崎公園町道より道々まで延長670m、巾3.0m	町		資金融通	新近代化資金利子補給、菅形13,560千円、仙法志3,740千円	#	
	町道補修工事	仙法志診療所前より延長200m	#		経営近代化	乾燥機導入促進奨励、菅形150キ、仙法志100キ	漁組・町	
	町道改良工事	仙法志元村～御崎、延長435m	#		船舶揚場	捲揚機設置 菅形1	#	
	町道側溝工事	新湊第2号～見前、延長132.7m	#		港湾施設整備	繩網環礁、新湊7、御崎5	町	
		新湊第4下町、延長150m	#		害獣駆除	とど駆除、菅形1隻、仙法志1隻	とど議会	
		緑町神社通り、延長333m	#		保険加入	漁船保険、菅形56,520千円、仙法志19,146千円	漁組・町	
		泉町災害住宅、延長115m両側溝230m	#		共済加入	漁獲共済、菅形73,424千円、仙法志102,367千円	#	
		富士見町、延長57m	#	商工振興事業	製品販売路の開発ほか	町		
		仙法志元村山の上、延長80m	#		中小企業融資事業	貸付金予託 2,000千円	#	
	町道補装工事	新湊漁港、延長70m	#		商工企画	経営指導費助成	#	
	町道新設工事	仙法志本町通字道路、延長180m	#	観光	車道利尻登山線開設	利尻登山道路、延長4km、巾員7m	町	
		復旧治山、スサントマリ沢(神磯)えん堤工4基	道		菅形展望台施設工事	菅形展望台施設工事	#	
		予防治山、トビウシナイ(栄浜)えん堤工3基	#		御崎公園附帯工事	御崎公園附帯工事	#	
治山	町内各治山工事	# 大空沢(長浜)	#		観光案内所設置	案内店設置ほか	#	
		雪崩防止林造成(神磯)えん堤工3基	#	文教	総合工事	各小中学校營繕工事	町	
		防風林造成(栄浜)えん堤工1.0ha	#		教員住宅建設	へき地教員住宅建設 9戸	#	
		保安林改良(富野)えん堤工2.0ha	#	消防	消防ポンプ自動車購入	消防ポンプ自動車購入、ジープ115馬力	町	
		砂防工事(種富町)えん堤工8.0ha	#		防除	除雪用40立方米	#	
		砂防工事(種富町)えん堤工1基、護岸370m	#		施設工事	消防器具置場建設工事	#	
林業	町有林造成	造林5ha、天然下種補植3ha	町		その他	建設戸数 16戸	町	
		保育5ha、防災林保育27ha	#			建設戸数 2戸	#	
	林道開設	日出線延長1,200m、巾員4m	#			除雪ドーザー 1台	#	
	林業振興道路整備	竹の子道路の整備	#			町内一円	#	
	林業副産物栽培	シイタケ、ナメコ 2,000本	#			木道布設事業	木道布設事業	#
	試験栽培事業	ビニールハウス及栽培発酵、農作物販売など	町			水源調査・布設計画	#	
農業	畜産振興事業	土地利用等の基本調査、草地改良事業	#			外線放電電話施設改修	#	
		農業近代化資金の斡旋家畜導入資金	#			砂石石器用開拓購入事業	#	
						ドーザショベル1台、ダンプトラック1台、コンプレッサー1台		

# 新年度予算決る

昭和45年度一般会計当初予算の構成

(単位千円)



昭和四十五年度  
本町各会計予算及  
び昭和四十四年度  
各会計補正予算は  
三月十四日開会の  
定例第一回町議会  
に提案され、それ  
ぞれ慎重な審議に

より、各会計とも原案どおり可決  
成立いたしました。  
なおこの度可決された予算は次  
のとおりです。

▼昭和四十五年度利尻町一般会計  
予算

本年度の一般会計当初予算は、  
才入才出それぞれ二億五千五百二

十四万五千円で前年度に比し一千  
百八十五万五千円の減となってお  
り、これは一昨年から継続してお  
こなわれております。沓形小学校  
の建設が完了したためによるも  
のです。

また才入の面では次の図表でも  
わかるとおり、町税はわずか八・

前年度より一・九%の伸びにとどまる

総額 四億六千八百四万五千円

六% (二千九十万五千円) で依  
然として自主財源の乏しい予算に  
なっており、今後才入の増加と、  
消費的経費の節減に努めながら産  
業の振興と、住民福祉の向上を計  
り、健全財政を貫いて参らなければ  
なりません。

▼昭和四十五年度利尻町国民健康  
保険施設事業会計予算  
財政再建計画五年目をむかえた  
本年度は年間入院患者一万二千六  
百人、外来患者五万八千九百人と  
予定し診療報酬の引き上げ又は検  
査機能の活用等により収入の増加

本年度は年間入院患者一万二千六  
百人、外来患者五万八千九百人と  
予定し診療報酬の引き上げ又は検  
査機能の活用等により収入の増加

を図り不良債務七百五十二万八千  
円を解消する予定

▼昭和四十五年度利尻町国民健康  
保険特別会計予算

本年度の国民健康保険特別会計  
当初予算是才入才出五千九百四十  
円を解消する予定

▼昭和四十五年度利尻町碎石事業  
会計予算  
本年度の碎石事業会計は、生産  
量三万立方米、販売量三万二千立  
方米を予定しております

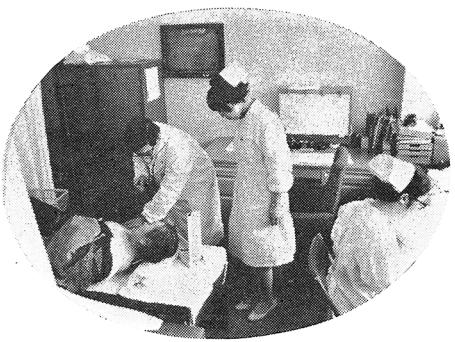
▼昭和四十五年度利尻町一般会計  
予算  
本年度の碎石事業会計は、生産  
量三万立方米、販売量三万二千立  
方米を予定しております

昭和45年度各会計総括表 (単位千円)

会計別	本年度予算額	前年度予算額	比較
一 船 会 計	255,245	267,100	△ 11,855
特別会計 国民健康保険	59,431	51,763	7,668
企業会計 国民健康保険 施設事業会計 (収益の収入)	98,705	89,379	15,926
碎立事業会計 (タ)	54,664	52,347	2,317
合 計	468,045	454,589	13,456

一 号 ) 昭和四十四年度利尻町国民健康  
保険事業特別会計補正予算 (第  
二 号 ) 昭和四十四年度利尻町国民健康  
保険事業会計補正予算 (第

## [5] 広報 りしり



れ一月一日から改正したもので

▼利尻町監査委員等の報酬並びに手数料の一部を改正する

改正する条例案  
新しく次の手数料の徴収種目を加えたものです。

▼利尻町医療費補助条例案  
この条例は、老人の健康の保持

■利尻町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案  
この条例は教育委員会教育長の給料月額八万五千円を十三万円に一月一日から改正したもので。役の給料月額を改正したもので、町長の給料月額十三万五千円を十八万五千円に、助役の給料月額一万元を十五万円に、収入役の給料月額九万円を十三万円にそれぞれ

去る三月十四日開催の定例第一回利尻町議会に次の条例案が上程され、いずれも慎重な審議の結果、その原案どおり可決されました。  
員会委員、消防団正副団長、地区連絡員（自治会長）等の報酬額等の一部を一月一日から改正したものです、改定内容は次のとおりです。

▼特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
この条例は、町長、助役、収入役の給料月額を改正したもので、改めたものです。  
町議会議長 年額 三十万円  
町議会副議長 年額 二十五万二千円  
町議会議員 年額 二十一万六千円  
教育委員会委員長 年額 六万円  
教育委員会委員 年額 五万五千円  
消防団長 年額 六万円  
消防団副団長 年額 三万五千円  
地区連絡員 年額 一万二千円

▼利尻町国民健康保険条例の一部を改正する条例案  
この条例は被保険者が出産したときの助産費用現行二千円を一万円に、被保険者が死亡したときの葬祭費用現行二千円を五千円にそれ上げたものです。

▼利尻町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

# 老人に対する医療費を無料に

## 十一条例案可決

この条例は町議会議員、教育委員九十四人を百一人に改めたもので、改定内容は町長の事務部局の職員九十四人を百一人に改めたものです。  
▼利尻町職員定数条例の一部を改正する条例案  
この条例は町長の事務部局の職員九十四人を百一人に改めたもので、改定内容は町長の事務部局の職員九十四人を百一人に改めたものです。  
▼利尻町監査委員等の報酬並びに手数料の一部を改正する条例案  
この条例は監査委員の報酬を去る一月一日から町議会議員の中から選任された監査委員は四万円に、学識経験者より選任された監査委員を六万円にそれぞれ改正したもので、改めたものです。

▼利尻町税条例の一部を改正する条例案  
この条例は町長の事務部局の職員九十四人を百一人に改めたもので、改定内容は町長の事務部局の職員九十四人を百一人に改めたものです。  
▼利尻町監査委員等の報酬並びに手数料の一部を改正する条例案  
この条例は監査委員の報酬を去る一月一日から町議会議員の中から選任された監査委員は四万円に、学識経験者より選任された監査委員を六万円にそれぞれ改正したもので、改めたものです。

▼利尻町漁業近代化促進助成条例案  
この条例は、町が漁業近代化資金助成法及び北海道漁業近代化資金利子補給規則に基づく漁業近代化資金並びに町長が特に必要と認めた資金を融資する水産業協同組合に対し、改めたものです。

特 認 資 金 二 年 二 分 以 内	年	種 類 利 子 補 給 率	利 子 補 給 期 間 五 年 五 厘 以 内	利 子 補 給 率	
				利 子 補 給 率	交 付 利 率
	年	貸 付 利 率	年 度	融 通 獎 勵 金	
八 分 以 内	年	か ら 控 除 し る 利 率	当 該 融 資		
なし なし	年	五 厘	年 度		

## 第四子以上出生の

お子さんに

知事から祝品を

近年における母子保健は、戦後著しく改善されたが、最近経済の高度発展につれて、生活水準に対する欲求が高まり、子供ができるだけ少なく産もうとする風潮や、出産時期を遅らせる傾向がみられ、過去二〇年間に子供の出生率は半減し高令出産、人工流産等が多くなり母体をそこなうとともに異常児の出生も多く見られる傾向にあります。

北海道が二世紀を迎えるにあたり、心身健全な「人づくり」のため、母子保健の基本的な理念を理解させるとともに「健康な子供を生み育てる」とことを奨励し、道民に明るく楽しい家庭を建設させるため今般第四子以上の子が出生したとき一万円を、道が出産祝金として贈られます。

この祝金は、必要に応じ、乳児用衣類等の物品に変えてもらうことができます。

その他くわしいことは役場国保衛生係にお問合せ下さい。



### 「重 点 目 標」

一、火災から生命を守る  
北海道における焼死者事故は依然として増加の傾向にあり、

これら焼死者の過半数が老人、子供、病人等の身体不自由者で占められておりますので、一般家庭、共同住宅、併用住宅における火の気の点検と、特に避難態勢を絶えず確立しておいて下さい。

二、就寝前、外出時等の火の元点検の励行

春は盛漁時期に入りますし、また島仕事等も忙がしくなり、家をあける機会が多くなって小さい子供さんに眼のとどかぬことが多いときです。家を留守にするときは火の気を完全に始末すること、またマッチなどは子供の手の届かないところに整理し

## 春の火災予防運動月間実施

四月二十日から五月十九日まで

三、次の事項を必ず守るようにして下さい。

- 1 たばこの投げ捨てと、寝たばこの防止
- 2 煙突、煙道の自主検査の徹底
- 3 防火用水、消火器等の設置
- 4 外出、特に就寝前の火の元の確認
- 5 万一の場合の早期通報の励行

火災発生の際の通報は

運動月間中は一人一人が次の事項を是非守ってください、今年の春も無火災でありますように細心の注意をお願い致します。

仙法志形  
**一一九番**へ電話して下さい



## 火災から人命と財産を守ろう

- 春は一番火災の発生しやすい時期です
- 寝る前や外出するときには火の元の点検を
- 造林地の火入れには十分注意しよう

春の全道火災予防運動 4月20日～5月19日



問 私は、大正四年三月十二日生

まれで五十四歳です。国民年金がはじまりました昭和三十六年四月から加入して保険料をおさめてきましたが、昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで生活が苦しく、保険料を滞納しておりましたところ、町役場の方から、あなたたちは「年齢該当者」ですので保険料を滞納していると年金がもらえないなくなるといわれました。

した。

説明します。

国民年金の老齢年金をうけるためには、原則として、保険料をおさめた期間と保険料の免除をうけた期間とを合算した期間二十五年以上あることが国民年金法上必要とされております、しかし、国民年金の保険料の納付がはじまったのが昭和三十六年四月からですので、その当時、すでに三十五歳をこえている人たちが六十歳になるまで保険料をおさめたり、また、保少の余裕をもつた必要年数が規定されているわけです。

このように老齢年金をうけるためには年齢に応じた一定の保険料

あなたの場合は、六十歳まで十四年の期間があるにもかかわらず、なぜ十年に短縮されているかといいますと、長いあいだにはどうしても保険料をおさめることができないし、また保険料の免除もうけなまま保険料がうつかり滞納になると、いろいろありますので、多

年金は明るい老後の道しるべ

四月一日から明治四十四年四月一日までに生まれた人)は希望して

国民年金の被保険者となることができましたので、その当時被保険者となつて保険料をおさめはじめた人が、昭和四十六年三月分までの保険料をおさめて、同年四月に被保険者期間がちょうど十年になり、老齢年金の受給権を取得することになるために、これらの人たちに同年五月分から支給することになる老齢年金を「十年年金」といつているわけです。

## 「年齢該当者」とはどういう人か

◇◇◇◇◇ また「十年年金」とは何か ◇◇◇◇◇

国民年金たより

それで、昭和四十年四月から昭和四十三年三月まで保険料を免除してもらいその後、生活も回復したので保険料をおさめておられます。

この「年齢該当者」とはどういう人たちでしょうか。また、最近昭和四十六年四月から「十年年金」が支給開始されるととききますが、どんな人に支給されますか。

(T町内K夫)

（T町内K夫） 短縮されております。

です。

それで、昭和四十年四月から昭和四十三年三月まで保険料を免除してもらいその後、生活も回復したので保険料をおさめておられます。

です。

そこで、これらの人たちには特例措置としてこの二十五年を年齢に応じて十年から二十四年まで短縮することにしております。たとえば、あなたの場合も昭和三十六年四月一日において四十六歳でしたので六十歳までは十四年しか保険料をおさめられないわけですか、当然にこの二十五年が十年に

險料の免除をうけたりしても法律上必要とされている二十五年には満たないわけです。

そこで、これらの人たちには特例措置としてこの二十五年を年齢に応じて十年から二十四年まで短縮することにしております。たとえば、あなたの場合も昭和三十六年四月一日において四十六歳でしたので六十歳までは十四年しか保険料をおさめられないわけですか、当然にこの二十五年が十年に

したがって、今年度において「年齢該当者」といわれる人たちは、昭和四十五年四月一日において満三十五歳以上になる人たち、すなはち昭和十年四月一日以前に生れた人たちですので、この人たちの中で年金権を確保できない人が一人もないようあらゆる機会を通じて保険料納付の奨励を行なっているわけです。

つぎに「十年年金」というのは、昭和四十六年度から制度においてはじめて発生する老齢年金を略称しているものです。



## □議会は町民の広場です □

議会は年間を通じ定例会4回、臨時会は必要な都度4~5回開かれております。議会は公開が原則ですから大いに傍聴しましょう。

すなはち、国民年金の保険料の納付がはじめられた昭和三十六年四月一日において、五十歳をこえ

ます。

# 全道一斉に「春の交通安全道民総ぐるみ運動」展開

4月6日から4月15日まで

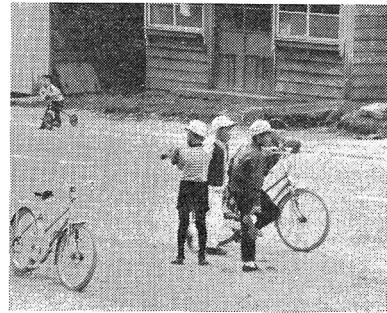
## 新入学(園)児童を 交通事故から守ろう!!

入学期を迎えるに胸ふくらませて新一年生や保育園児の登校が始まりましたが、子供をお持ちのご家庭では楽しみと同時に、なにかと気づかいも多いと思ひます。なかでも心配なのは交通事故です。

昨年四月中に道内で三百八十人の児童、園児が自動車にはねられて死んだり、けがをしております。

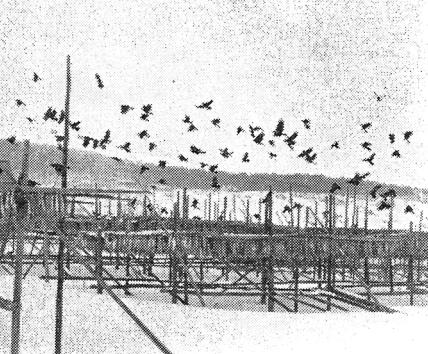
この中には交通のきまりを知らないたことも原因となっていまどもです。

遊びにでるときは、車に気をつけるよう注意してやりましょう。



危い!! 路上での遊び

まず、入学前に子供の通学路をきめておくことです。たとえまたわりになっても交通量の少ない道路を選び、途中でその道を子供さんといっしょに歩き、途中で実際に注意しなければならないことを教えましょう。



今までいろいろなことをやってみましたが我々の頭よりカラスの方が利口なようです。ハガキ又は電話でも結構です。

希望の方は三〇〇番に電話しておきたい

おきたい

交通事故の

おきたい

おきたい

現在、鉄砲の駆除とタマゴの買上げ(一個一〇〇)をしていますがカラスの被害対策に頭を痛めています。

町では、水産物と烟物を荒す融雪とともに草木の芽がふきでる季節となり、畑仕事の時期が近づいて来ました。

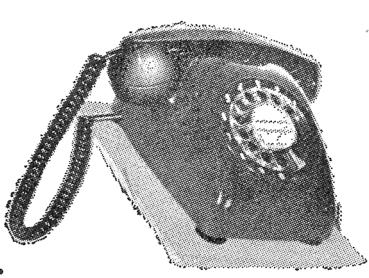
### 石粉を安く売ります

町碎石事業所で町民に限り(營業のそく)次の価格で石粉を販売しますので、家の周囲の清掃、水産干場の地ならし等に使ってください。

二立方米(三・五tダンプ一台)庭先渡価格  
事業所から八kmまで

八km以上  
一、一〇〇円

はいモシモシ♪ちり  
バキュームカーです



### 水産花嫁さん おめでとう

町では、毎年水産就業後継者対策の一環として、水産花嫁運動を行なっていますが、昭和四十四年度(四月一日から三月三十一日まで)中において、道知事と町長

昭和四十四年度(至44.3.4.31)水産花嫁さん

水産後継者	水産花嫁さん(旧姓)	結婚後の住所	結婚年月日
田 高 橋 貢 等	柿 崎 時 子	沓形字種富町	S 44.6.5
門 五 老 昌 美 俊	林 滉 淩 京 子	仙法志字御崎	S 44.6.15
田 佐 藤 幸 一	島 文 江 子	仙法志字御崎	S 44.6.20
澤 佐 仙 法 志 久 達	橋 沢 仙 法 志 久 達	沓形字種富町	S 44.6.29
門 佐 佐 仙 法 志 久 達	村 仙 法 志 久 達	高 橋 貢 等	S 44.6.27
田 佐 佐 仙 法 志 久 達	村 仙 法 志 久 達	高 橋 貢 等	S 44.6.15
澤 佐 佐 仙 法 志 久 達	村 仙 法 志 久 達	高 橋 貢 等	S 44.6.20

から水産花嫁さんとして祝福され記念品を贈られた方々は、次のとおりであります。  
尚この運動は続けて行なっておりまのでそれぞれの漁業協同組合又は役場水産係へ御連絡下さい。

- ◎道路では必ず歩道を歩く
- ◎歩道、車道の区別がないところでは必ず道路の右側端を歩く
- ◎道路で遊ばない
- ◎道路を横断するときは、左右の安全を確かめる。

「手を上げて横断したのに事故にあった」という例が多いもので

す。手を上げて車が完全に止まるのを見とどけてから渡らせるよう

に教えましょう。

◎駐車中の車の前後から急に道路へ出ない。

こどもの事故の多くは道路への飛び出しです。飛び出しについては十分注意いたしましょう。

また子供の事故は、学校への行

き帰りより帰えってからのほうが多いものです。

遊びにでるときは、車に気をつけるよう注意してやりましょう。

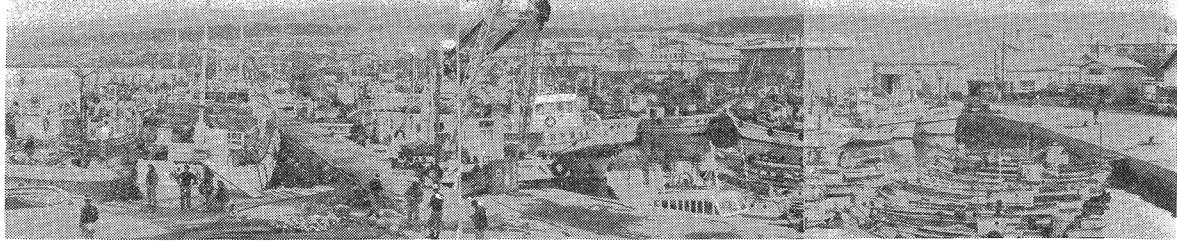
### カラス退治のよい方法を 知っている方はありませんか??

新らしく、入車しましたし尿処理車は近く運転開始いたします。

申込希望の方は T268

衛生係へ、し尿処理券は衛生組合長宅にありますのでお求め下さい。

# 漁業近代化資金融資制度のあらまし



漁業近代化資金助成法の制定に伴ない、北海道漁業近代化資金利子補給規則が公布され、昭和四十四年十月一日から施行することになりました。

(二) 融資の窓口は漁協信用部貸出する金融機関は、農林中央金庫、信漁連及び漁業協同組合又は水工連か水産加工業協同組合であります。が、農中や信漁連から直貸しをうける個人は特別であり、町内には水産加工業協同組合がないので、現在のところ本町では、漁協信用部のみであります。

(三) 資金用途の対象は多種利子補給の対象となる資金の種類は、一号から六号まで区分され、別表（資金の種類欄参照）の如く今までの、この種に係る制度には、例のない大巾なものであります。特に異なる点は、漁船の取得について、七〇屯まで対象

の法律と道の規則による利子補給に、加えて町でも上積補給することにしましたので、みなさんが払う借入利子は、資金の使い途によって年五分五厘又は六分五厘の低利となります。

(一) 利子補給を行ない、みなさんの資本設備の高度化と経営近代化を促進し、もつて漁業経済の安定を図ろうとすることがあります。が、このたび利尻町漁業近代化促進助成条例が公布することになったのでみなさんを利用しようとすると資金の利子は更に安くなりました。末端利子は年五分五厘と

この制度の目的は、漁業者のみなさんが近代化を図るために必要な資金に対し、長期かつ低利に、しかも円滑に融資をうけられるよう利子補給を行ない、みなさんの資本設備の高度化と経営近代化を促進し、もつて漁業経済の安定を図ろうとすることがあります。が、このたび利尻町漁業近代化促進助成条例が公布することになったのでみなさんを利用しようとすると資金の利子は更に安くなりました。末端利子は年五分五厘と

となつております。  
 四 資金限度額も大幅引上げ  
 資金融資の最高限度額は、別表（貸付限度額欄参照）のとおり個人の場合は、四千円、二〇屯未満及び漁船は、四千円、二〇屯未満及び漁船

船取得以外の資金、水産加工施設資金等は一千円、養殖施設資金五百万円その他二百万円等であります。  
 五 償還期限は鋼船十二年  
 償還期限は別表（償還期限欄参考）

照のとおり個人の場合一号資金十二年。（但し木船は六年）二号資金十二年。三号資金七年。四号資金五年。六号資金十二年（いづれも据置期間含む）で長期であります。

漁業近代化資金一覧表

借 受 資 格 者		貸 付 限 度 額		
		・20トン以上の漁船漁業者で、20トン以上の漁船資金を借り受けれる者。	水産加工業を営む法人、1,000万円	・養殖業を営む個人で養殖資金を借り受けれる者。
(1) 漁業を営む個人	(5) 水産加工業を営む法人（常用従業者40人以下）	4,000万円	500万円	・その他漁業を営む個人。
(2) 漁業生産組合	(6) 漁業協同組合	200万円		・水産業協同組合（生産組合を除く）
(3) 漁業を営む法人（常用従業者300人以下、使用漁船の合計1,000トン）	(7) 漁業協同組合連合会			10,000万円
(業種別漁協の組合員2,000トン以下)	(8) 水産加工業協同組合			
(4) 水産加工業を営む個人。	(9) 水産加工業協同組合連合会			
資 金 の 種 類		貸付利率	償還期限	据置期間
1号資金	総トン数20トン未満の漁船の改造、建造又は取得に要する資金	年5分5厘	12年	2年
	総トン数20トン以上70トン未満の漁船の改造、建造又は取得に要する資金（農林大臣が漁業種類を指定して70トンをこえるトン数を定めたときは、そのトン数未満のもの）	年6分5厘	（木船6年） （機器単独取得5年）	
2号資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に要する資金（1号、3号、4号資金を除く。）	個人施設 年5分5厘	12年	3年
		共同施設 年6分5厘	15年	
3号資金	漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用餌料調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具又は水産物等運搬用機具の取得に要する資金	個人施設 年5分5厘	7年	2年
		共同施設 年6分5厘	10年	
4号資金	漁具、又は養殖いかだその他養殖施設（はえな式、仕切網、ひび建、浮流式のり及び小割式の養殖施設）の取得に要する資金	年5分5厘	5年	2年
5号資金	有線放送施設、有線放送電話施設、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設又は水道施設の改良、造成又は取得に要する資金（共同利用施設に限る）	年6分5厘	診療施設 20年 その他 15年	3年
6号資金	漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に要する資金	個人施設 年5分5厘	12年	2年
	共同利用に供する船舶の改造、建造又は取得に要する資金	共同施設 年6分5厘	15年	3年

## 保健婦メモ

△連載△

シリーズ 10

## 虫歯は冬ふえる

虫歯は夏より冬に急激にふえるといわれます。その原因はまず食べもので虫歯といえば砂糖ですが、暑いときは砂糖もジュースのような溶液でとることが多いし水気を多くとので歯に砂糖がつく割合が少ないので。

ところが冬は水分はあまり知らないのに砂糖はチョコレート、おしごと、和菓子といった粘っこいものでとるので歯につきやすいためついた歯みがきが怠りがちになります。

虫歯は自然になおることはありませんから早めに治療を受ける事がいちばんです。

そうすれば痛くもなくお金も時間も少なくてすみます。

虫歯にからないためには砂糖は固形物ではなくコーヒー、紅茶のような溶液の形にするのがよく、食べたあとはできるだけ歯をみがくこと。

せめてうがいぐらいは励行したいものです。

▼役場人事▲  
職員の人事異動発令

町では四月一日付で、職員の人事異動を行いました。

なれるまでの間、ご不便をかけることがあるかも知れませんが、町民皆様のご協力をお願いします。

なお異動になつた職員及び新規採用職員は、次のとおりです。

(一) 書は前職  
 ▼教育委員会次長柿元秀夫(教育委員会係長) ▼産業課長 小坂俊市(総務課総務係長) ▼総務課総務係長米本末松(総務課企画係長) ▼総務課企画係長柴田喜義(税務課賦課係長) ▼税務課賦課係長白幡忠雄(税務課財政係)

▼産業課水産係長佐々木捷昭(税務課財政係) ▼税務課賦課係長安田太郎(産業課水産係長) ▼総務課総務係長佐々木捷昭(税務課賦課係) ▼税務課賦課係長前川修士(支所社会係) ▼税務課徴収係宮

▼公営住宅入居希望者募集  
 町では本年度新しく種富町に出来あがる公営住宅の入居希望者を募集しております。

くわしくは建設課(T二六九)

) ▼同 北村正人(新採用) ▼同 関恩(新採用)  
 ) ▼同 北村正人(新採用) ▼同 関恩(新採用)

葛森 純子 勝 二女 仙法志  
 峨家 直樹 勇 長男 元村  
 番宮 清志 公 二男 長浜

難波 勝 今野テル子 富士見町  
 古川 スエ 久連

藤井 伸幸 沢田トミ子 神磯  
 下家邦彦(産業課水産係) ▼教育委員会事務局勤務 大腰敏(新採用) ▼病院総務係長佐藤元紹(病院勤務) ▼病院会計係長松田実(病院勤務) ▼病院勤務草間百合子(新採用) ▼杏形保育所保母富田素美江(新採用) ▼杏形保育所保母齊藤俊子(新採用) ▼杏形保育所保母常盤井幸代(新採用) ▼杏法志保育所保母梅田博恵(新採用) ▼碎石事業所勤務工藤均(新採用) ▼同佐藤寿司(新採用) ▼同飯尾春美(新採用)

○出生届  
 自二月十一日 至三月三十一日  
 ○死亡届  
 は十四日以内  
 ) ▼謹んでおくやみ申し上げます  
 志摩 菊市 泉町  
 今堀きくよ 富士見町  
 鹿原 武雄 日出町  
 古川 スエ 久連  
 藤田 シワ 仙法志  
 沢田トミ子 神磯  
 正座 正吉 久連

△結婚おめでとう

さくらの家  
 家庭教育  
 してくだ  
 さい!!



## お詫び

広報利尻三月号の人口と世帯数欄に一部間違いがありましたのでこの紙面をかりて深くお詫び申し上げます。尚、正しい数字は次のとおりです。人口七千九百四十九人で昭和四十五年二月二十八日現在が正しい数字でした。